

重 要 事 項 説 明 書

(訪問介護サービス)

訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて
当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	有限会社 イシワタ
事業者の所在地	東京都練馬区小竹町1-35-2
代表者名	石 綿 敏 英
電話番号	03-3955-9330
居宅介護サービスの種類	訪 問 介 護

2 事業所 介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている事業所名称

名 称	えこだ介護サービス
指 定 番 号	東京都 1371901925
所 在 地	東京都練馬区小竹町1-35-2
電 話 番 号	03-3955-9330
代 表 者	石 綿 敏 英
通常の事業の実施地域	練馬区・板橋区・豊島区

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適切な指定訪問介護を提供する。
運営の方針	事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様、排泄・食事・入浴の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

4 職員体制

介護福祉士	10名
訪問介護員（ホームヘルパー）2級	20名

※事業所は、訪問介護員（ホームヘルパー）の住所・電話番号等の個人情報はお知らせできませんので訪問介護員（ホームヘルパー）に連絡のある時には事業所へご連絡ください。

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後6時

※ 営業時間外は、相談に応じます。

6 サービスの概要

訪問介護サービスの種類	内 容
身体介護	・食事介助・排泄介助（オムツ・Pトイレ・トイレ） ・入浴介助（清拭含む）・更衣介助・服薬介助 ・外出介助（通院介助・買物同行・散歩等） ・清潔介助（口腔ケア・洗髪等） ・起床介助・就寝介助・移動移乗介助 ・手浴・足浴・全身整容・体位変換・水分補給 ・専門的な調理・自立支援を目的とした見守りの援助及びともに行う援助等
生活援助	・掃除・調理・洗濯・買物・薬取り等

※介護保険上の解釈は、原則、御本人に対してのサービスです。
ご家族へのサービスは対象外になりますのでご理解ください。

7 利用料金

介護保険からの給付サービスをご利用する場合は、基本部分と加算の額になります。
（別紙参照）

原則として負担割合証に応じた基本料金の 1 割、2 割、3 割の額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

※制度改正により利用料に改正があった場合は、新しい料金表を提示致します。

※やむを得ない事情で、かつ、御利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります

※基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～10 時）帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増しとなります。

※御利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用につきましては、ご利用者の負担となります。

※初回加算

新規に訪問介護計画を作成した際サービスの提供を開始する月に事業所のサービス提供責任者が訪問し、計画内容の説明等を行った場合は、通常の料金以外に別途 2,280 円（自己負担額 228 円）がかかります。

※緊急時加算

ご利用者またはご家族からの要請を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）にない訪問介護（身体介護）をケアマネージャーの承諾を得て 24 時間以内に行った場合は通常料金以外に別途 1,140 円（自己負担額 114 円）がかかります。

* キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の前日午後 6 時までにご連絡いただいた場合 無 料

サービス提供日の前日午後 6 時までにご連絡がなかった場合 1000 円

※前日の午後 6 時以降及び当日キャンセルが度々ある場合は、ご相談の上
訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣を中止する場合があります。

* 交通費

ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、交通費の実費をいただきます。

8 サービスの中止・変更

ご利用者及び同居されるご家族が感染症（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等）を発症した場合には、症状が治まり医師の許可が出るまでは訪問を中止させていただく場合があります。

天候不順（大雪・台風等）または災害（地震）等によりサービスの実施、継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただく場合があります。

9 ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 介護現場において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記①～③は当該職員、ご利用者及びその家族が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区に通報します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業者は次のとおり虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：須釜妙子

11 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

12 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

えこだ介護サービス	電 話	0 3 - 3 9 5 5 - 9 3 3 0
石 綿 敏 英	時 間	月～土曜日・午前9時～午後6時

- (2) その他

当社以外の区市町村の相談・苦情窓口

第二育秀苑地域包括支援センター	0 3 - 5 9 1 2 - 9 5 2 3
-----------------	-------------------------

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会	0 3 - 3 9 9 3 - 1 3 4 4
--------------------	-------------------------

東京都国民健康保険団体連合会（介護保険相談窓口担当係）

0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7

14 第三者による評価の実施状況

なし

この契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者と事業者が署名押印の上、
各 1 通ずつ保有します。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な
事項の説明を行いました。

事業所

〈事業所名〉 えこだ介護サービス
〈住 所〉 練馬区小竹町 1 - 3 5 - 2
〈代表者名〉 石 綿 敏 英

〈説 明 者〉 サービス提供責任者

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問介護の契約書及び重要事項の説明を
受け了承しました。

利用者

〈住 所〉

〈T E L〉

〈氏 名〉

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行しました。

ご家族

〈住 所〉

〈T E L〉

〈氏 名〉 _____ ()